

健康管理

有機溶剤等健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、または当該業務への配置替えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について健康診断を実施

＊第3種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部における業務に限る

【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査
- ⑨腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑩神経内科学的検査

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン		○		
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照

※肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP

※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物

- 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)を5年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)を労働基準監督署に提出